

労働安全対策に関する 社団法人仮設工業会の取り組み

社団法人仮設工業会

すずき よしみ
会長 鈴木 芳美

1. まえがき

今般、足場等に関する労働安全衛生規則の改正が行われ、平成21年6月1日より施行に移されている。今回の規則改正の主な趣旨は、足場等からの墜落災害等の労働災害の発生防止対策の徹底を図ることにある。

建設工事等で使用される足場や型枠支保工等の仮設構造物およびその構成部材（以下「仮設機材」という）は、墜落等の防止に大きな役割を担う必要不可欠なものである。このような仮設機材に関連して、今回の規則改正の趣旨を踏まえた考え方を整理・要約すると、下記の3点に絞られる。

- ① 性能要件・構造要件を十分に満足した適切で安全な仮設機材を製造すること。
- ② それらの仮設機材を正しく経年管理して、最前線の現場に供給して行くこと。
- ③ 現場にあっては、それらの機材を正しく設置し、正しく使用すること。

したがって本稿においては、社団法人仮設工業会の現在の取り組みについて、上記の3点に即して簡単に紹介させていただくこととする。

2. 仮設工業会の活動と現況

社団法人仮設工業会（以下「本会」という）は、本部事務局を東京都港区に置き、東京試験所（埼玉県所沢市）と大阪試験所（大阪府茨木市）の二つの試験所を擁している。仮設機材に関わる労働災害の防止と工事施工の円滑化に寄与することを目的として、1968（昭和43）年に設立された。

本会の主たる業務は「仮設機材に関する安全」に直結したものであり、その活動内容は、仮設機材の構造基準、使用基準等の設定および周知、それら仮設機材に関するさまざまな試験、また各種仮設機材の認定などである。いずれも試験所における試験結果等、工学的・技術的な裏付けに基づく業務がベースとなっている。また、このような本会の活動内容を補足・充実させる意味で、他にも仮設機材に関連する教育研修、技術指導、さらには図書出版や講習会の開催などの活動も積極的に実施している。

本会の会員は、仮設機材の製造会社（第1種正会員）、仮設機材のリース・レンタル会社等（第2種正会員）、仮設機材センターを有する建設会社等（賛助会員）の各企業で構成され、現在の会員数は約330社である。

以下に、冒頭に掲げた三つの点に関連した、本会の現在の取り組みについて概説する。

3. 仮設工業会の取り組み（その1） 安全な仮設機材の製造に関連して

「性能要件・構造要件を十分に満足した適切で安全な仮設機材を製造すること」に関しての本会の主たる活動としては、認定制度等に基づいた種々の仮設機材の「認定」や「承認」がある。

(1) 認定制度に基づく仮設機材の認定

仮設機材に関しては、厚生労働大臣が定める規格（以下「厚労省規格」という）および本会が定める規格（以下「本会認定基準」という）とがある。これらの認定規格の対象となる仮設機材には、厚労省規格に定めのある「パイプサポート」「建わく」「交さ筋かい」等の19品目の機材が、また本会認定基準に定めのある「安全ネット」「メッシュシート」「幅木」「鋼製脚立」等の30品目の機材とが挙げられる。

本会は、これらの機材に対して型式ごとに認定を行い「認定合格証」を交付するとともに、個々の製品には、刻印、シール等により所定の表示（図1参照）をして、本会の認定品であることを証明している。この認定品に付される^㉞マーク（通称：まるかマーク）の有無が、関係者の間では、安全で安心な仮設機材か否かの目安となっている。

認定に当たっては、工場審査（品質管理状況等）および製品抜取検査とを行い、抜取品は試験所において厚労省規格または本会認定基準への適合性の試験を行う。それらの結果を認定検査審査委員会に諮って認定の可否が決定される。なお、有効期間は1年であり、1年ごとに更新認定を受け有効期間が更新される。平成20年度は、申請メー

カー64社の1,266代表型式の機材を認定した。

(2) 承認制度に基づく仮設機材の承認

さらに、システムとして組み立てられる仮設機材に関しては、その安全性を確認するため、システムおよびその構造部材等を対象に、工場調査、部材試験および構造物試験を実施し、組立方法、使用方法等を含めて安全性の確認を行っている。これらの結果については、承認審査委員会に諮り承認の可否が決定される。平成20年度におけるシステム承認は、15社の25件について行っている。

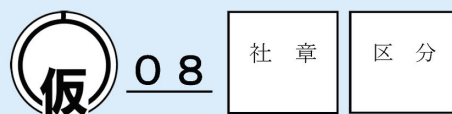
(3) 単品承認制度に基づく仮設機材の単品承認

また、厚労省規格や本会認定基準の定めのない仮設機材に対しては、個々の機材ごとに、材料、構造、性能等の具備すべき要件と試験方法を確定したうえで、その安全性の試験を実施している。書類審査、工場調査および試験結果とから安全性を確認し、その結果を単品承認審査委員会に諮り、単品承認の可否を決定している。認定品同様に単品承認品である旨が機材に表示されている。平成20年度では、15社の57件の機材について単品承認がなされている。

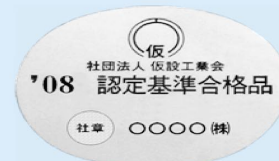
今年度に入ってからは、今回の規則改正を契機として、各方面から要望のある「下さん」の単品承認申請が多く、本年6月末の時点では、17社の39代表型式の「下さん」が単品承認済みとなっている。

4. 仮設工業会の取り組み（その2） 仮設機材の経年管理に関連して

「仮設機材を正しく経年管理して、最前線の現場に供給して行くこと」に関した本会の活動としては、経年仮設機材管理基準適用工場（以下「適



(刻印の例)



(ラベルの例)

図 1 認定合格証の所定の表示

用工場」という)の認定とそれに関連した活動を挙げることができる。

仮設機材は、現場での使用状況や保管状態により、破損・腐食・劣化等が生じることは避けられない。したがって、仮設機材が製造段階で本来保有していた安全性能等を維持するためには、使用段階における適正管理が不可欠となる。本会では、使用段階にある仮設機材の安全性を確保するため、通達（基発第223号「経年仮設機材の管理について」平成8年4月4日付）に基づいて、仮設機材の選別、整備および修理を確実かつ適正に行っている機材センターを「適用工場」として認定している。適用工場には、登録工場（建設会社等が管理する機材センター）と指定工場（リース・レンタル会社および修理会社が管理する機材センター）とがあり、その合計は全国で418センターを数えている（図 2 参照）。

適用工場認定の有効期間は3年であるが、有効期間の更新に当たっては、社内管理規程の遵守状況、仮設機材管理者および整備作業責任者の選任と職務履行状況、機材整備用機械器具・設備の管理状況、仮設機材の選別、整備、修理等の状況、教育訓練実施状況等を書面審査および実地検査により調査し、適正な場合にのみ更新が行われる。また、各適用工場には、日常的な整備状況が適切であるか否かを判定するため、経年仮設機材の腐

食、変形等の状況および性能・強度を確認するための性能試験が義務付けられている。

また、平成21年4月からは、本会の認定を受けた機材センターから出荷された仮設機材が、経年仮設機材管理基準に適合した整備済品であることを出荷伝票等に明記できるようにした「適用工場整備済表示制度」をスタートさせ、適切な経年管理の一層の徹底を図っている（図 3 参照）。



図 3 適合整備済品の表示

5. 仮設工業会の取り組み（その3）

現場における仮設機材の正しい設置に関連して

今回の規則改正では、足場等の組立て・変更時等の点検に関しては、「法定の事項について点検し、これを記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないこと」とされている。さらに、通達（基安発第0424001号「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について（要請）」平成21年4月24日付）により「足場等の種類別点検チェックリストの例」が示され、これを参考に各事業者が使用する足場等の種類に応じたチェックリストを作成して点検を行うこととされている。

本会では、関係者の参考に資するため、「足場点検表」を作成し、本会ホームページ（URL：<http://www.kasetsu.or.jp>）上で公開している。この点検表は、現場の状況に対応して、適宜、適切に



図 2 適用工場表示看板

改変しながら活用していただけるように工夫されており、多くの関係者の方々に活用していただければ幸甚である。

6. 仮設工業会の取り組み（その4） その他の活動に関連して

前述した認定制度に関連した講習として「品質管理責任者講習」と「試験機操作責任者講習」を、また、適用工場制度に関連した講習として「仮設機材管理者講習」「機材センター総合管理講習」「整備作業責任者講習」を実施している。

さらに、労働安全衛生法第88条第5項の規定に基づく計画作成参画者の厚生労働大臣が定める研修を「足場・型わく支保工」を対象として実施している。この計画作成参画者研修の修了者で、足場の組立て等作業主任者の資格を有している者



写真 1 講習会

は、前述した今回の規則改正に規定された足場の点検（強風、足場の組立て、変更時等の後に行わなければならない点検）の実施者になることができるものである。

以上に述べたような講習会の受講者数は、平成20年度は延べ1,333人を数えている（写真 1 参照）。

東京と大阪の両試験所では、認定や承認に係る試験のほか、新製品開発機材、経年仮設機材、その他仮設機材の性能等の試験の依頼を受けて、安全性に関する試験を実施しており、その件数は平成20年度は延べ1,047件であった。試験所において行う試験は多種多様であるが、例えば、写真 2、3 に示すような試験を挙げることができる。

また、東京・大阪の両試験所内には各種仮設機材の実物やパネル等の展示室を設けて、広く一般に公開している。

さらに、本会の会員向けの会報誌「仮設機材マンスリー」を毎月発行し、会員のみならず関係団体、関係行政機関等にも配布している。今回の規則改正に関係した事項に関しても、詳細かつ迅速に役立つ関係情報を提供し、好評を得た。また、本会が発行している「足場等の設計指針」、「くさび緊結式足場の技術基準」、「風荷重に対する安全指針」等の書籍は、関係者には不可欠なバイブル的な参考書となっている（写真 4 参照）。

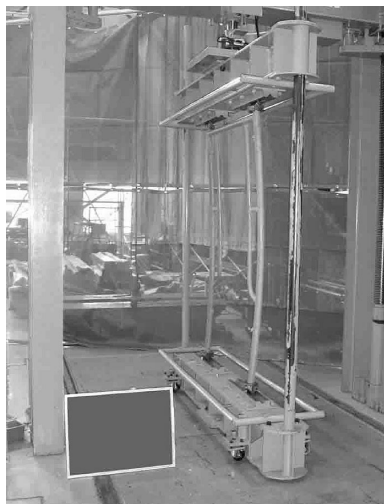


写真 2 建わく圧縮試験

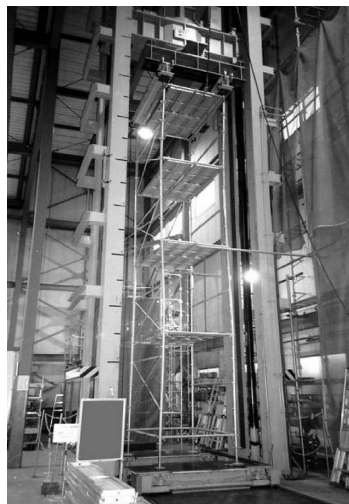


写真 3 足場（4層1スパン）実大試験

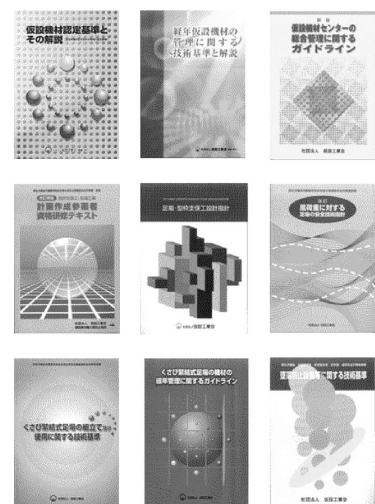


写真 4 関係図書